

業務災害補償保険

2020年10月以降保険始期用

2020年7月改

ビジネスプラン



この街と生きていく

業務災害補償保険のお申込みは信用金庫へ

SHINKIN 信用金庫

『信用金庫イメージキャラクター 咲坂実杏』

労働災害事故の状況をご存知ですか？

動画でチェック!!

このページの内容を詳しく説明しています。



労働災害リスクへの対策は、事業者のみなさまの重要な責任です!

労働災害事故は身近なリスクであることをご存知ですか？

▶ 1日あたり1,881人もの方が労働災害事故で被災されています。

労働災害事故の被災者数*
※政府労災保険新規受給者数

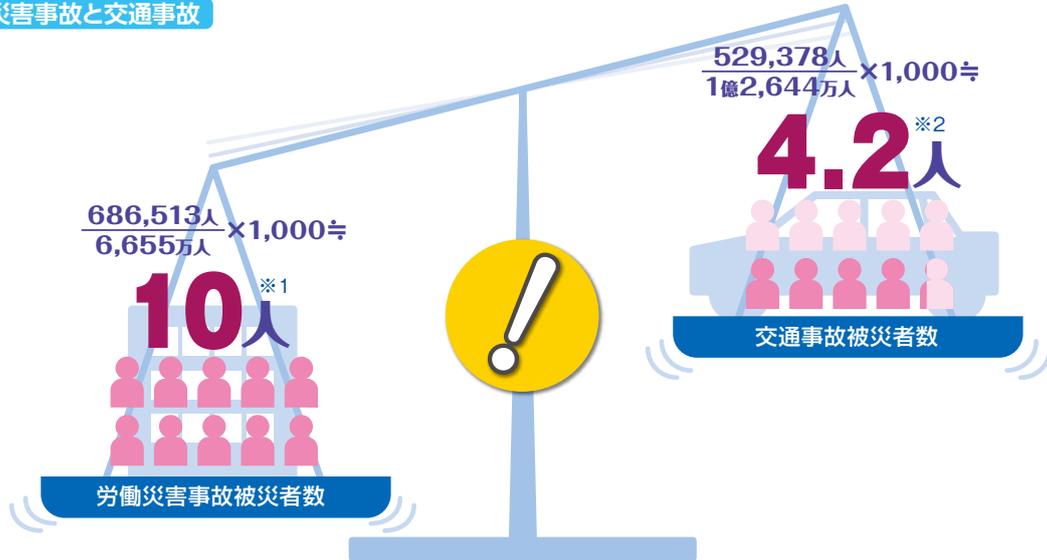
$$\frac{686,513人}{365日} \div 1,881人$$



出典:厚生労働省「平成30年度労災保険事業の保険給付等支払状況(政府労災保険新規受給者数)」

▶ 労働災害事故の事故発生率は交通事故を上回ります。

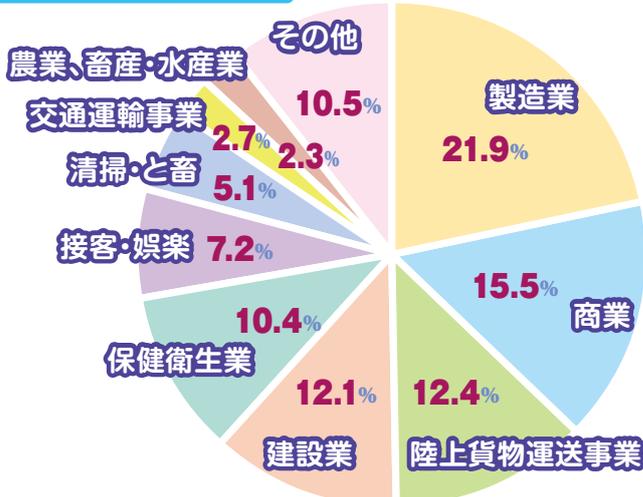
労働災害事故と交通事故



※1…出典:厚生労働省「平成30年度労災保険事業の保険給付等支払状況(政府労災保険新規受給者数)」、総務省統計局「平成30年労働力調査」
※2…出典:警察庁交通局「平成30年における交通事故の発生状況」、総務省統計局「平成30年人口推計」

▶ 労働災害事故はあらゆる業種で発生しています。

業種別労働災害事故発生状況



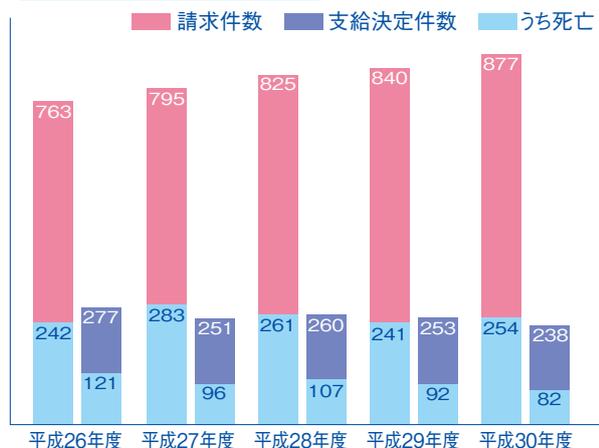
業種	死傷者数
製造業	27,842人
商業	19,744人 (うち小売業14,947人)
陸上貨物運送事業	15,818人
建設業	15,374人
保健衛生業	13,208人
接客・娯楽	9,110人
清掃・と畜	6,450人
交通運輸事業	3,407人
農業、畜産・水産業	2,949人
その他	13,427人

出典:厚生労働省「平成30年における労働災害発生状況」-死傷災害発生状況(死亡災害及び休業4日以上)-

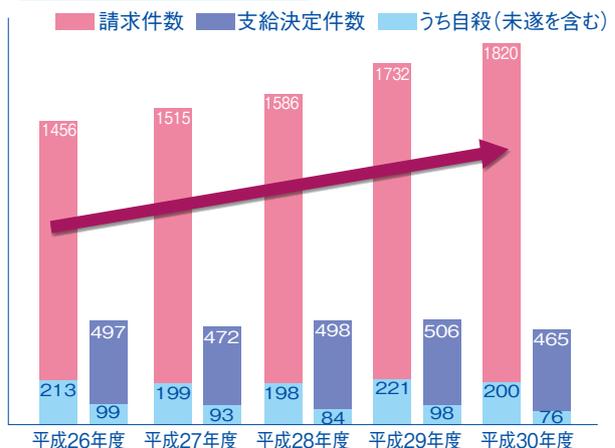
労働災害事故はケガだけではありません。 過労による脳・心疾患やうつ病等への対応はお考えですか？

▶ 脳・心疾患および精神障害の労災補償状況

脳・心疾患の労災補償状況



精神障害の労災補償状況



▶ 過労死など脳・心疾患に係る政府労災保険の請求件数は平成15年度以降、ほぼ同じ水準を維持しています。精神障害に係る政府労災保険の請求件数、支給決定件数は共に過去最高です。

出典:厚生労働省「平成30年度 過労死等の労災補償状況」

労働災害事故による高額な判決金額への対策はお済みですか？

▶ 労働災害事故の高額化に伴い、企業の責任も重くなっています。

労働災害事故高額判決事例

判決金額	業種	事故内容	被災者	年
1億9,491万円	飲食店	過労による脳疾患(高度障害)	店長	2010
1億2,886万円	銀行	過労自殺	銀行員	2014
1億327万円	運輸	過労自殺	従業員	2015
1億11万円	病院	過労自殺	医師	2015
6,821万円	IT	過労による心停止(死亡)	従業員	2012
5,146万円	建設	過労による脳疾患(死亡)	技術者	2016
4,865万円	サービス	過労による心疾患(死亡)	アルバイト	2016



出典:労働調査会「労災事故と示談の手引き(改定新版)」(高額労災判例一覧)より抜粋

▶ 政府労災保険に加入しているから大丈夫？ 政府労災保険の給付だけでは必ずしも十分とはいえません。

政府労災保険の給付例

男性35歳(妻・子供2人)
・月収 30万円
・年間賞与 150万円

このケースで死亡事故(労災保険適用)が発生した場合の政府労災保険給付金は以下のとおりです。

初年度 …… 602.7万円
2年目以降 …… 241.2万円

政府労災保険

政府労災保険の給付

死亡
・遺族(補償)給付
・葬祭料(葬祭給付)

負傷・疾病
・療養(補償)給付
・障害(補償)給付
・休業(補償)給付
・傷病(補償)給付
・介護(補償)給付

政府労災保険の給付ではカバーされない部分(一例)

・休業(補償)給付の不足分
・被災者本人や遺族への見舞金
・被災者本人や遺族の精神的ダメージ(慰謝料)

- ▶ 労働災害事故が発生した場合、政府労災保険により被災者の死亡、負傷、疾病等に対し、保険給付されますが、被災者の全ての損害をカバーすることはできません。
- ▶ 自動車事故に備えて自動車保険(任意保険)に加入するように、労働災害事故に対しても、政府労災保険のプラス補償を検討する必要があります。





『ビジネスプラン』の補償概要

「**ビジネスプラン**（業務災害補償保険）」は、貴社の業務に従事する方（以下、「従業員等」といいます。）の業務上の災害にかかわるさまざまなリスクを補償します。

この保険は、事業者の方々を保険契約者および記名被保険者（保険の補償を受けられる方）、従業員等の方々を補償対象者（保険の対象となる方）とし、補償対象者が、記名被保険者である事業者の業務に従事中に身体障害を被られた場合に、記名被保険者が補償金を支払うことによって被る損害を補償する保険です。保険金は記名被保険者にお支払いします。お受け取りいただいた保険金は、原則として、その全額を補償対象者またはその遺族の方にお支払いいただきます。

▶ **従業員のための補償** 従業員・遺族のための補償で、福利厚生が充実が図れます。

従業員等の業務中のケガ



たとえば・・・

- ・高所での作業中に誤って転落した従業員が死亡した。
- ・調理中の従業員が大やけどを負った。
- ・作業中に転倒した従業員が骨折した。

従業員等の通勤中のケガ



たとえば・・・

- ・従業員が通勤中に転倒してケガをした。

従業員等の過労死



たとえば・・・

- ・長時間労働による過労で従業員が死亡した。

▶ **事業者のための補償** 万一の高額賠償に備えて、事業者へ安心を提供します。

企業が従業員等に対して負う賠償責任



たとえば・・・

- ・業務中のケガにより後遺障害が残った従業員とその家族から管理責任を問われた。
- ・長時間労働による過労自殺で労災認定され、損害賠償請求がなされた。

従業員等へのハラスメント・不当解雇等に対する賠償責任



たとえば・・・

- ・パワーハラスメントによりうつ病を発症した従業員との雇用トラブルが発生した。

『ビジネスプラン』の特長

「ビジネスプラン」は、お客さまに様々なメリットをご提供します。

特長

1

**割安な
保険料水準**

制度割引の適用により、この制度以外でのご加入に比べ保険料が約57%割引となります。

特長

2

**従業員の
福利厚生が充実**

共栄火災がお支払いする保険金を、全額従業員に給付していただくことから、従業員の福利厚生充実に寄与します。

特長

3

**従業員等の
包括補償**

保険期間中に従業員等の入れ替わりや増減があったり、下請負人の追加、派遣労働者の追加等があった場合でも、期中の異動通知等をする必要がなく、包括的な補償が可能です。

特長

4

**事業主・役員
フルタイム補償**

事業主・役員の「業務に従事していない間」における事故も対象となります。「得意先との飲食中」など業務中か否かの線引きが困難なケースも、まとめて補償可能です。

『ビジネスプラン』の販売パターン 3つのプランからお選びください。

保険金・特約の種類	概要	保険金額		
		A1プラン	B1プラン	C1プラン
基本補償	死亡補償保険金★☆☆	1,500万円	2,000万円	3,000万円
	後遺障害補償保険金★☆☆	1,500万円限度 (後遺障害の程度に応じて)	2,000万円限度 (後遺障害の程度に応じて)	3,000万円限度 (後遺障害の程度に応じて)
	入院補償保険金★	日額5,000円 (180日限度)	日額7,000円 (180日限度)	日額10,000円 (180日限度)
	手術補償保険金★	入院中の手術5万円 入院中以外の手術2.5万円	入院中の手術7万円 入院中以外の手術3.5万円	入院中の手術10万円 入院中以外の手術5万円
	通院補償保険金★	日額3,000円 (90日限度)	日額5,000円 (90日限度)	日額5,000円 (90日限度)
オプション特約	使用者賠償責任補償特約★	1億円・3億円・5億円 から選択		
	NEW! 雇用慣行賠償責任補償特約	2,000万円		
	NEW! 医療費用補償特約※1※2★	100万円・200万円・300万円 から選択		
天災補償特約	★が付された保険金について、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波により被った身体障害や損害についてもお支払いします。			

- 原則として上記プランで販売しますが、保険金額は補償実態に合わせて上記プランから変更することが可能です。(補償内容は変更できません。)
- 事業主・役員については、業務に従事していない間に被った傷害も補償します。(フルタイム補償)
- ★が付された保険金については、労働者災害補償制度(政府労災保険等)で給付が決定された脳疾患、心疾患または精神障害による身体障害を含みます。

貴社に災害補償規定がある場合は、保険金額を災害補償規定で定めた補償額に合わせて変更することが必要です。

特長 5 うつ病などの「心の病」や過労などによる脳・心疾患も補償
死亡、後遺障害補償保険金については、うつ病や過労死など、精神疾患や脳・心疾患といった疾病型労災リスクも補償します。(従業員等が労災認定された場合に限りです。)

特長 6 NEW! 従業員等へのハラスメント・不当解雇等に対する賠償責任も補償
ハラスメント・不当解雇や配置・昇進等の差別などの不当な雇用慣行等により、事業者等が負担する法律上の損害賠償責任や訴訟費用等を補償します。

特長 7 労災認定を待たずにスピーディーにお支払い
傷害補償保険金(基本補償)と使用者賠償責任補償(オプション特約)は、原則として政府労災保険の認定を待たずにスピーディーにお支払いします。

特長 8 保険料は損金処理が可能
事業者が全従業員のために負担する保険料は「福利厚生費」として全額損金算入が可能です。

特長 9 建設業の場合には・・・
下請負人もまとめて補償されます。経営事項審査の加点対象となります。*

※加点対象となるための要件 ①死亡および後遺障害1~7級を対象としていること。②業務災害および通勤災害を対象としていること。③下請負人を全て含めて対象としていること。

ご契約の条件等

動画でチェック!!

このページの内容を
詳しく説明しています。



契約形態

ビジネスプランは、すべてのお客さまが加入可能な一般契約と、信用金庫の会員のお客さまが加入可能な集団契約の2種類をご用意しています。集団契約の場合、一般契約に比べて約5%の割引があります。

保険契約者

法人、個人事業主

- ご注意** お取引先信用金庫の事業性融資をご利用されているお客さまへ
法令の定めにより、次のいずれかに該当するお客さまがご契約者になる場合は、取扱代理店となる信用金庫の会員の方のみご加入いただけます。
- ◆事業性融資をお申込み中(代表者がお申込み中の場合を含む)の法人・個人事業主のお客さま
 - ◆事業性融資をご利用(代表者をご利用の場合を含む)の法人・個人事業主のお客さま
- (注)詳細は保険募集資格を持った信用金庫職員にお問い合わせください。

記名被保険者

保険契約者と同一

補償対象者

記名被保険者の従業員等が補償対象者となります。具体的には、以下の方が対象となります。

- I：事業主および役員全員
- II：記名被保険者の従業員(パート・アルバイトを含みます。)
- III：下請負人
- IV：派遣社員、受入出向社員

(注)詳細はP.9「3 被保険者・補償対象者の範囲」でご確認ください。



保険始期

毎月1日(原則として申込日の翌月1日)午前0時からとなります。

保険期間

保険期間は1年です。

保険料のお支払い

保険料はご指定の口座から引き落としさせていただきますので、お申込み時に現金を用意することなくご契約いただけます。

保険料について

保険料は、売上高および事業種類に基づいて決定します。この保険契約では、ご契約の際に決定する「あらかじめ確定した保険料」を払い込んでいただきます。

●売上高

「保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度(1年間)の売上高」

(注1)新設法人等で、『保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度(1年間)の売上高』が存在しない場合には、資料等により確認可能な「事業計画値」に基づいて保険料を算出します。この場合、「事業計画値」に基づいて算出した保険料は「あらかじめ確定した保険料」となりますので、保険期間終了後に実際の「売上高」をご通知いただく必要はありません。

(注2)新設法人等で、具体的な「事業計画値」がない場合、この保険に加入することはできません。

保険料例

【制度割引として57%の割引を適用しています。】

保険料は保険契約時にご申告いただく次の数値等により算出します。
①保険料の算出基礎数字(直近の会計年度の売上高) ②事業種類

契約条件 (A1プラン)

補償内容 (基本補償)

- 死亡補償保険金額：1,500万円
- 後遺障害補償保険金額：1,500万円
- 入院補償保険金日額：日額5,000円(180日限度)
- 手術補償保険金額：5万円または2.5万円
- 通院補償保険金日額：日額3,000円(90日限度)
- 就業外における傷害補償特約(事業主および役員のみが付帯)
- 労災認定された脳・心疾患等補償特約

補償内容 (オプション特約)

- 使用者賠償責任補償特約：1億円
- 雇用慣行賠償責任補償特約：2,000万円
- 医療費用補償特約：100万円
- 天災補償特約

払込方法

- 集団扱一時払

業種毎の保険料例

小売業

売上高1億円の場合 ▶ 74,930円 (59,920円) 売上高3億円の場合 ▶ 171,080円 (133,610円)

食品製造業

売上高1億円の場合 ▶ 131,270円 (98,310円) 売上高3億円の場合 ▶ 292,090円 (209,990円)

建築事業

(既設建築物設備工事業を除く)

売上高1億円の場合 ▶ 184,370円 (112,780円) 売上高3億円の場合 ▶ 393,240円 (206,740円)

業種別毎の保険料例()内は基本補償のみの保険料例

付帯サービス

「ビジネスプラン」の付帯サービスとして、従業員の心の悩みに対応する「メンタルヘルス・ストレスチェック支援サービス」と、専用無料ダイヤルの「事業者相談サービス」を提供します。

(注1)専用の無料ダイヤルサービスの番号は保険証券に同封するチラシにて共栄火災よりご案内します。

(注2)当サービスは予告なく変更することがありますので、あらかじめご了承ください。

メンタルヘルス・ストレスチェック支援サービス

▶メンタルヘルス・ストレスチェック支援サービスは、ストレスチェック制度に対応し、①②の利用・紹介サービスと③④の電話相談サービスがご利用いただけます。

①WEBストレスチェックサービス(使用者賠償責任補償特約をセットされた場合)

事業者様として基本的なストレスチェック制度の導入実施をご検討される場合には、WEBストレスチェックサービスを無料で提供いたします(「常時使用する労働者が50名未満」の事業場でもご利用いただけます)。

●本サービスの利用にあたりましてはパソコン・スマートフォン・タブレットが必要となります。なお、ご利用環境によってはご利用いただけない場合があります。

●本サービスの利用にあたりましては利用規約をご確認のうえ、同意いただく必要があります。

●本サービスは、弊社提携企業であるユナイテッドヘルスコミュニケーションズ株式会社を通じて提供いたします。

(注1)本サービスは、必ず、労働安全衛生法で定められた「ストレスチェックの実施者(医師、保健師または厚生労働大臣が定める研修を修了した看護師もしくは精神保健福祉士、公認心理師)」のもとでご利用いただく必要があります。

(注2)本サービスは、基本的なストレスチェックサービスをWEB上で提供するものです。本サービスで提供範囲外のサービスをご希望の場合は「②ストレスチェック紹介サービス」をご利用ください。

保険証券記載の取扱代理店または共栄火災営業店にお問い合わせください。

②ストレスチェック紹介サービス(ストレスチェックサービス提供会社紹介)

事業者様としてきめ細かいストレスチェック制度の本格的な導入をご検討される場合には、株式会社 保健同人社(ストレスチェックサービス提供会社)をご紹介します。

●株式会社 保健同人社への紹介手数料等は発生しません。

●株式会社 保健同人社と個別に契約を締結する必要があります。

●株式会社 保健同人社から提供されるサービス費用等は、事業者様の自己負担となります。

●サービス内容は、株式会社 保健同人社と協議のうえ、決めていただきます。

平日 9:00~17:00
(土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)
(注)受付後、株式会社 保健同人社よりご連絡させていただきますので、お問い合わせ等はその際にお願います。

③人事・労務ホットライン

事業者様で取組むメンタルヘルス対策、ストレスチェックの実施・運営に関して、専門相談員が無料で情報提供します。

主なサービス内容

▶ストレスチェック実施、メンタルヘルス対策に関する全般的なご相談

▶各種給付や職場復帰、再就職等に関する公的機関のご紹介

▶カウンセリング対応可能な医療機関に関する情報のご提供 など

(注)個別具体的なご質問など、内容によってはお答えできない場合があります。

平日 10:00~20:00
土曜日 10:00~18:00
(日曜日・祝祭日・年末年始を除く)

④メンタルヘルス相談サービス

電話カウンセリング

「悩みはあるが、病院に行くのはちょっと…」という方のために、電話によるカウンセリングをご提供します。

面談カウンセリング

事業主・役員・従業員の方に、全国各地のカウンセリングルームにて、専門スタッフによる面談カウンセリングをご提供します。

▶1年間にお一人さま3回まで無料でカウンセリングが受けられます。

▶面談カウンセリングをご利用の場合、社員証等このサービスの対象者であることを証明する書類等をご提示いただくことが必要となります。

平日 9:00~21:00
土曜日 10:00~18:00
(日曜日・祝祭日・年末年始を除く)

人事・労務に関する担当者向けのサービス

従業員の方向けのサービス

事業者相談サービス

税務相談	相続税等、税金に関し、税理士が電話相談をお受けします。	毎週水曜日*1 10:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)
法律相談	取引先との契約トラブル等、法律問題に関し、弁護士が電話相談をお受けします。	
労務相談	公的年金のご相談や労務関連のご質問について、社会保険労務士が電話相談をお受けします。	毎週火・水・木曜日*1 10:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)
健康・介護相談	健康・介護に関して、専門スタッフが毎日の健康づくりや、病気の症状などについての相談をお受けします。	24時間365日
専門医相談	専門医*2による相談をお受けいたします。セカンドオピニオンや近くに専門病院がない場合に有効です。	

*1 税務・法律・労務相談は、当日10:00より先着順で予約受付を行っています。予約が一杯となり、その日のご相談をお断りすることがありますので、予めご了承ください。なお、ご質問には諸法令に則り回答いたします。また、個別具体的なご質問など、内容によってはお答えできない場合があります。

*2 専門医相談は予約になる場合もあります。

保険金のお支払いについて

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡補償保険金 ★★	補償対象者が業務に従事中に身体障害を被り、その直接の結果として、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡補償保険金額を限度に記名被保険者に保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者もしくは被保険者またはこれら事業場の責任者・補償対象者の故意または重大な過失による身体障害 ● 脳疾患、疾病または心神喪失による身体障害 ● 自殺行為、犯罪行為、闘争行為による身体障害 ● 風土病・職業性疾病による身体障害 ● 妊娠・出産・早産または流産を原因とした身体障害 ● 酒気帯び運転・麻薬などにより正常な運転ができない状態での運転中に生じた身体障害 ● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による身体障害 など
後遺障害補償保険金 ★★	補償対象者が業務に従事中に身体障害を被り、その直接の結果として、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、後遺障害補償保険金額の4%~100%を限度に記名被保険者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、同一の補償対象者に対して後遺障害補償保険金額が限度となります。	
入院補償保険金 ★	補償対象者が業務に従事中に身体障害を被り、その直接の結果として、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、入院の日数に対して、1日につき入院補償保険金日額を限度に記名被保険者に保険金をお支払いします。ただし、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内の入院に限り、180日を限度(支払限度日数)とします。	
手術補償保険金 ★	補償対象者が業務に従事中に身体障害を被り、その身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術を受けた場合に、以下の金額を限度に記名被保険者に保険金をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術の場合 入院補償保険金日額×10 ② ①以外の手術の場合 入院補償保険金日額×5 ただし、同一の原因に基づく身体障害につき身体障害を被った日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。	
通院補償保険金 ★	補償対象者が業務に従事中に身体障害を被り、その直接の結果として、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に通院した場合に、通院の日数に対して、1日につき通院補償保険金日額を限度に記名被保険者に保険金をお支払いします。ただし、90日を限度とします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者もしくは被保険者またはこれら事業場の責任者の故意による身体障害 ● 風土病・職業性疾病による身体障害 ● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による身体障害 ● 核燃料物質等の有害な特性などによる事故により被った身体障害 など
使用者賠償責任補償特約(オプション特約) ★	補償対象者が、業務上の事由または通勤により被った身体障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負われた場合に、その損害に対して次の①・②の保険金を被保険者にお支払いします。 ① 賠償保険金 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより支払う損害賠償金(*)。 (*) 労災保険法等により給付される金額(「特別支給金」は除きます。)や他の特約により補償対象者やその遺族に支払われる金額などの合計額を超える場合に限ります。 ② 費用保険金 法律上の損害賠償責任の解決のために支出する費用 (注) この特約における「被保険者」は、記名被保険者、記名被保険者の役員、記名被保険者の下請負人および記名被保険者の下請負人の役員となります。	
雇用慣行賠償責任補償特約(オプション特約)	初年度契約の始期日以降の不当解雇、配置・昇進等の差別などの不当な雇用慣行やさまざまなハラスメント行為(パワーハラスメントやセクシャルハラスメントを含みます。)等により被保険者が被る損害(法律上の損害賠償金、争訟費用、訴訟対応費用、コンサルティング費用)に対して2,000万円を限度として被保険者に保険金をお支払いします。ただし、2,000万円をもって、保険期間中の限度とします。 (注) この特約における「被保険者」は、記名被保険者、記名被保険者の役員および従業員となります。	
医療費用補償特約(オプション特約) ★	補償対象者が業務に従事中に身体障害を被り、その直接の結果として治療を受けた場合に、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に補償対象者が負担した次の費用について、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、同一原因に基づく身体障害について、同一の補償対象者に対し、医療費用補償保険金額を限度とします。 ・ 公的医療保険制度の一部負担金など治療のために病院に支払った費用 ・ 入院・転院のための交通費 ・ 医師の指示による薬剤、医療器具などの費用 (注1) 公的医療保険制度や労働者災害補償制度(政府労災保険等)からの給付などを差し引いてお支払いします。 (注2) 「死亡補償保険金」「後遺障害補償保険金」「入院補償保険金」「手術補償保険金」「通院補償保険金」のすべてを補償する場合にセットすることができます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者もしくは被保険者またはこれら事業場の責任者・補償対象者の故意または重大な過失による身体障害 ● 脳疾患、疾病または心神喪失による身体障害 ● 自殺行為、犯罪行為、闘争行為による身体障害 ● 風土病・職業性疾病による身体障害 ● 妊娠・出産・早産または流産を原因とした身体障害 ● 酒気帯び運転・麻薬などにより正常な運転ができない状態での運転中に生じた身体障害 ● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による身体障害 など

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合
天災補償特約 (オプション特約)	<p>★のついた死亡補償保険金、後遺障害補償保険金、入院補償保険金、手術補償保険金、通院補償保険金、医療費用補償保険金または使用者賠償責任補償保険金について、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた身体障害や損害についても、保険金支払の対象とします。</p> <p>(注1) 死亡補償保険金および後遺障害補償保険金は、1回の事故につき補償対象者1名について、死亡補償保険金支払特約および後遺障害補償保険金支払特約の規定により算出した支払保険金の合計額と5,000万円のいずれか低い額とします。</p> <p>(注2) お支払いする保険金は、1回の事故につき被保険者ごとに、すべての保険金を合算して10億円を限度とします。</p>

この保険に付帯される特約

特約名	概要
労災認定された脳・心疾患等補償特約 (自動セット特約)	<p>★のついた死亡補償保険金または後遺障害補償保険金について、補償対象者が被った身体障害が労働者災害補償制度(政府労災保険等)によって給付が決定された脳・心疾患または精神障害である場合についても、保険金支払の対象とします。</p> <p>下記「労災認定された脳・心疾患等補償特約について」をご参照ください。</p>
就業外における傷害補償特約 (自動セット特約)	<p>補償対象者が「業務に従事していない間」に被った傷害についても、死亡補償保険金、後遺障害補償保険金、入院補償保険金、手術補償保険金、通院補償保険金または医療費用補償保険金をお支払いします。</p> <p>(注) この特約の適用対象となる補償対象者は、「事業主および役員全員」です。</p>

「業務に従事中」について

次の①・②のいずれかに該当している間をいいます。

- ① 補償対象者が職務等に従事している間および補償対象者が住居と被保険者の業務に従事する場所との間を合理的な経路および方法により往復する間^(*)

(*) 補償対象者が貨物自動車運送事業者の備車運転者である場合は、被保険者から請け負ったまたは委託された貨物を、被保険者の指定した発送地から仕向地まで合理的な経路および方法により輸送する間を含みます。
- ② 上記①にかかわらず、補償対象者が被保険者の役員等である場合には、役員等としての職務に従事している間で、次のア～エのいずれかに掲げる間をいいます。
 - ア. 被保険者の就業規則等に定められた正規の就業時間中
 - イ. 被保険者の業務を行う施設内または業務を行う場所にいる間
 - ウ. 被保険者の業務を行う場所と被保険者の業務を行う他の場所との間を合理的な経路および方法により往復する間
 - エ. 取引先との契約、会議等のために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または被保険者の業務を行う施設との間を合理的な経路および方法により往復する間

「身体障害」について

[下記以外の補償]

次の「傷害」および「業務に起因して生じた症状」をいいます。

- ① 傷害

次のいずれかに該当するものをいいます。

 - ア. 急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害
 - イ. 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)
 - ウ. 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒(業務に従事中に摂取した食品が原因である場合に限りです。)
- ② 業務に起因して生じた症状

業務遂行に伴って発生した労働基準法施行規則別表第1の2に列挙されている症状のうち、次の要件をすべて満たすものをいいます。

ただし、職業性疾病、疲労の蓄積または老化によるものを除きます。

 - ア. 偶然かつ外来の原因によるもの
 - イ. 労働環境に起因するもの
 - ウ. その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもの

(注) 死亡補償保険金の支払対象となるのは、下記に定める症状の場合に限りです。

- ・熱および光線の作用(熱射病、日射病等)
- ・気圧または水圧の作用(潜函病<減圧病>等)
- ・低酸素環境への閉じ込め(低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症等)
- ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(深い潜水からの浮上による潜水病等)

[使用者賠償責任補償・雇用慣行賠償責任補償]

「傷害」または「疾病」をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。

「労災認定された脳・心疾患等補償特約」について

- ⚠ 政府労災保険は、**労働者**の業務災害または通勤災害に対する保護を目的とした制度であり、補償対象者のうち「事業主および役員全員」については、政府労災保険の対象とはされていません。
- ・したがって、**政府労災保険に加入していない「事業主および役員全員」**は、「労災認定された脳・心疾患等補償特約」の適用要件である「労災保険法等によって給付が決定されたこと」を満たさず、「脳・心疾患等」に対して死亡補償保険金・後遺障害補償保険金が支払われません。
- ・「事業主および役員全員」を補償対象者に含める場合には、政府労災保険の「特別加入制度」に任意加入している必要がありますので、ご注意ください。

「医療費用補償特約」について

- ・医療費用補償特約は、業務に従事中に被った身体障害の治療のための費用や、入院・転院のための交通費等を補償する特約です。公的医療保険制度や労働者災害補償制度による給付がある場合、その額を差し引いての保険金支払いとなります。
- ・労働者災害補償制度による給付がある「従業員や特別加入をしている役員」を医療費用補償特約の補償対象者とする場合、保険金をお支払いするケースや金額は限られたものとなります。医療費用補償特約のセットに際しては、この点に十分ご注意ください。

重要事項説明書

- この書面では、ビジネスプラン(業務災害補償保険)に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

契約概要 → 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 → ご契約に際してご契約者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください事項

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約をご参照ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

■契約締結前におけるご確認事項

1 契約形態について

契約概要

以下のいずれかとなります。お客さまが実際に契約する契約形態については、保険契約申込書の「契約形態」欄でご確認ください。

① 集団扱契約

信用金庫の会員*である事業者を保険契約者とする契約

*信用金庫の「会員」とは、信用金庫に出資金をお支払いいただいた方(個人会員・法人会員)をいいます。

② 一般契約

すべての事業者を保険契約者とする契約

(注) 集団扱契約と一般契約とでは、保険料等が異なります。

いずれかに該当する方をいいます。

① 記名被保険者の業務に従事する方

② 被保険者と直接締結された契約(請負契約、委託契約等)に基づき、記名被保険者の業務に従事する①以外の方

(注2) 雇用慣行賠償責任補償特約には補償対象者は存在しません。

4 契約方式

契約概要

記名被保険者の事業の種類によって、以下のとおりとなります。

契約方式	記名被保険者の事業種類
1	建設事業者以外の事業者
2	建設事業者

2 商品の仕組み

契約概要

この保険は、記名被保険者(事業者)の業務に従事する方(補償対象者)が業務中に身体障害を被った場合などに、記名被保険者(事業者)が補償金を支払うことによって被る損害を補償する保険です。

3 被保険者・補償対象者の範囲

契約概要

(1) 被保険者の範囲

■ 下記以外の補償

被保険者は、記名被保険者となります。

■ 使用者賠償責任補償

被保険者は記名被保険者、記名被保険者の役員、記名被保険者の下請負人および記名被保険者の下請負人の役員となります。

(注) 記名被保険者とは、保険契約申込書の「記名被保険者」欄に記載の方をいいます。

■ 雇用慣行賠償責任補償

被保険者は、記名被保険者、記名被保険者の役員および従業員となります。

(2) 補償対象者の範囲

被保険者の行う業務に従事する方のうち、保険契約申込書の「補償明細」欄Ⅰ～Ⅳの方をいい、以下のとおりとなります。

補償明細	補償対象者の範囲
I	事業主および役員全員
II	記名被保険者の従業員(パート、アルバイトを含む)全員
III	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設事業者の場合 記名被保険者と締結された下請負契約の作業に従事する請負人およびその被用者(使用人)全員 ● 建設事業者以外の場合 記名被保険者と締結された請負契約の事業に従事する請負人およびその被用者(使用人)全員
IV	上記Ⅰ～Ⅲ以外の以下のいずれかに該当する記名被保険者の管理下にある者全員 <ul style="list-style-type: none"> ● 記名被保険者との直接契約(業務委託等)に基づき、記名被保険者が業務のために所有・使用する施設や記名被保険者が直接業務を行う現場で、記名被保険者の業務に従事する者 ● 「労働派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の保護に関する法律」に基づき、記名被保険者に対して派遣された者 ● 受入出向社員

(注1) 使用者賠償責任補償特約の補償対象者は、保険契約申込書の「補償対象者の範囲」欄のⅡ～Ⅳの方のうち、次の

5 基本となる補償内容と主な特約の概要

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償内容と、主な特約の概要はP.7「保険金のお支払いについて」でご確認ください。

6 補償重複に関するご注意

注意喚起情報

次表の特約等のご契約にあたっては、補償内容が同様のご契約(業務災害補償保険以外の保険にセットされる特約や共栄火災以外のご契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他のご契約の例
使用者賠償責任補償特約	労働災害総合保険 使用者賠償責任条項
雇用慣行賠償責任補償特約	雇用慣行賠償責任保険

7 保険金額の設定等

契約概要

保険金額の設定にあたっては、次のa.～b.にご確認ください。

- お客さまが実際に契約する保険金額については、保険契約申込書でご確認ください。
- 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。

8 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

- この保険の保険期間は、1年となります。
- この保険の補償は、新規のご契約については、保険期間の初日の午前0時に開始し、保険期間の末日の午後4時に終了します。
- 継続契約の保険の補償は、保険期間の初日の午後4時に開始し、保険期間の末日の午後4時に終了します。

9 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は保険金額、事業の種類、保険料算出の基礎(売上高)等によって決定されます。お客さまが実際に契約する保険料は保険契約申込書でご確認ください。

10 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

保険料の払込方法は、一時払となります。

11 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

- ア. 保険料は、保険始期日の翌月26日*（以下「第1回引落日」といいます。）にご指定の口座から引き落とします。
- イ. 第1回引落日に保険料の引き落としができなかった場合は、第1回引落日の翌月26日*に、ご指定の口座から引き落とします。このときにも保険料の引き落としができなかった場合には、保険は保険始期日にさかのぼって解除となり、保険金はお支払いできませんのでご注意ください。
- ※金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

■ 契約締結時におけるご注意事項**1 告知義務（申込書の記載上の注意事項）** 注意喚起情報

ご契約者、被保険者には告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、保険契約申込書において★印がついている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

■ 告知事項

- 保険料算出の基礎 基礎数字
- 主たる事業名
- 災害補償規定（法定外補償規定）の有無

2 クーリングオフ 注意喚起情報

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができる制度がありますが、企業等をご契約とする保険はクーリングオフの対象とはなりません。ご契約の際は、ご契約内容を十分にご確認ください。

3 お申込み時の確認事項

業務災害補償保険のお申込みにあたり、以下に記載する事項についてご了承、確認いただきます。なお、災害補償規定等を定めていない事業者の方については、原則としてご契約ごとに「業務災害補償保険契約の締結に関する確認書兼同意書」^(※1)を共栄火災にご提出いただけます。

■ 契約締結後におけるご注意事項**1 通知義務等** 注意喚起情報

ご契約者、被保険者には、通知事項に変更が生じた場合に遅滞なくご通知いただく義務があります。通知事項とは、保険契約申込書において☆印がついている項目のことです。ご通知がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

■ 通知事項

- 災害補償規定（法定外補償規定）の有無
（注）災害補償規定等を新設、変更または廃止した場合を含みます。

■ ご注意いただく事項

- 契約後、保険証券記載の住所を変更した場合には、契約内容の変更等が必要となります。取扱代理店または共栄火災にご通知ください。

■ その他留意いただきたいこと**1 取扱代理店の権限** 注意喚起情報

取扱代理店は、共栄火災との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、共栄火災と直接契約されたものとなります。

2 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者の保護の仕組み

■ 保険料の引き落とし前の事故について

保険料の引き落とし前に事故が発生し保険金を請求される場合は、保険金をお支払いする前に保険料をお支払いいただくことがあります。

12 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

■ 災害補償規定を定めている事業者の方

- ① 災害補償規定等により補償金額を規定している場合、保険金額は、災害補償規定等で定めた補償金額を基準に適正な額を設定していること。
- ② 補償対象者への補償を行うための保険金をお客さまが受領する場合は、受領する保険金の全額を補償対象者またはその遺族に交付いただくこと^(※2)。
- ③ 保険金請求時には災害補償規定等の写をご提出いただくこと。
- ④ 災害補償規定等に定めていない種類の補償をお申込みいただく場合には、補償対象者となる方全員に対し、災害補償を目的として業務災害補償保険契約を締結し、お客さまが受領する保険金の全額を補償対象者またはその遺族に支払うこと^(※2)を周知していること。

■ 災害補償規定を定めていない事業者の方

- ① 補償対象者となる方全員に対し、災害補償を目的として業務災害補償保険契約を締結し、お客さまが受領する保険金の全額を補償対象者またはその遺族に支払うこと^(※2)を周知していること。
- ② 保険契約締結に関して補償対象者の代表者に確認等をしていること。

など

(※1)「業務災害補償保険契約の締結に関する確認書兼同意書」は、上記記載事項を含め、災害補償規定等を定めていない事業者の方にご確認いただいた事項等をお知らせいただく書面です。

(※2) 保険金をお支払いした場合、後日、補償対象者またはその遺族が被保険者から金銭を受領したことが確認できる資料を当社宛に提出いただけます。

2 解約返戻金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または共栄火災にお申出ください。

■ ご注意いただく事項

- ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。
- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

として、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。

この保険契約は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。補償対象となる場合、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、返れい金等は80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

3 個人情報の取扱い

注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災グループ各社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります(商品やサービスには変更や追加が生じることがあります)。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

● 契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

● 再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の

締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、共栄火災ホームページをご覧ください。
<https://www.kyoeikasai.co.jp/>

4 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

5 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、必要な書類等をご提出いただくことがあります。

指定紛争解決機関 注意喚起情報

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル 通話料有料 0570-022-808 受付時間 平日9:15-17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

ご加入内容の確認事項 ～お申込みいただく前にご確認いただきたい事項～

お申込みいただくにあたっては、ご契約される保険契約の補償内容やお客様の設定・選択されたご契約金額(保険金額)や特約がご希望を満たしたもとなっているか、保険契約申込書に記載された内容等について、再度ご確認ください。ご了解のうえ、お申込みいただくようお願いします。

■ ご確認いただく事項

- 補償の種類(保険種類・補償する事故の範囲)について、ご確認いただきましたか。
- 補償の内容(お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など)や特約の内容について、ご確認いただきましたか。
- 保険金額(ご契約金額・契約タイプ等)について、ご確認いただきましたか。
- 保険期間(ご契約期間)について、適切な期間が設定されていますか。
- 払い込みいただく保険料・払込方法について、ご確認いただきましたか。
- 被保険者・補償対象者の範囲について、ご確認いただきましたか。
- 保険契約申込書等は正しくご記入いただいていますか。特に「災害補償規定の有無」、「保険料算出の基礎」、「主たる事業名」はすべて正しい内容となっていますか。
- 適用される可能性のある割引率について、ご確認いただきましたか。
- 重要事項説明書の内容をご確認・ご理解いただけましたか。

- このパンフレットはビジネスプラン(業務災害補償保険)の概要を説明したものです。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。
- ビジネスプランは預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- この保険契約のお申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- ご契約の際には保険契約申込書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
- 保険契約の締結後に、保険契約申込書の記載内容に変更が生じた場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご通知ください。
- 使用者賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金(費用保険金は除きます。)について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利(先取特権)を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。
- ご契約の際は必ず「重要事項説明書」をご覧ください。

お問い合わせについて

ご契約内容の照会・商品説明などは、下記にご連絡ください。

業務災害補償保険について
 通話料無料 0120-284-506
 受付時間 平日9:00-18:00

もしも事故が起こったら

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間365日受付 事故受付コールセンター
 通話料無料 0120-494-599

その他保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情、各種お見積もりは、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。

共栄火災海上保険株式会社

本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

お問い合わせ先